

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の経緯と趣旨

(1) 計画策定の経緯

太宰府市では、平成2年に「太宰府市環境基本条例^{※1}」を他市に先がけて制定しました。平成6年には、同条例に基づく「太宰府市環境管理計画」（第一次計画）を、国の第一次環境基本計画とほぼ時を同じくして策定し、市民、事業者、行政の力をあわせた環境まちづくり^{※2}に先進的に取り組みはじめました。これに続いて平成13年には「太宰府市第2次環境基本計画」（第二次計画）、平成23年には「第三次太宰府市環境基本計画」を策定しましたが、計画期間が令和2年度までであるため、今回、「第四次太宰府市環境基本計画」として改定を行うものです。

※1 環境に関する基本的施策を定め、総合的に推進して、現在と将来の市民生活における良好な環境の保全・創造を図り、市民福祉を増進させることを目的として平成2年（1990年）に制定された条例（平成13年（2001年）に全面改正）。

※2 各主体の協働によって環境保全・創造の取組を積極的に実施し、魅力ある、持続可能な地域社会を形成すること。

(2) 計画策定の趣旨

自治体の環境まちづくりについては、気候変動^{※3}問題の一層の深刻化と対策、我が国における人口減少時代の進展など、近年の社会経済状況の激変に対応する必要があります。この計画は、そのような新たな状況に応じた太宰府市の環境まちづくりの取組方針を定めるものです。

また、本市で進めている各種の取組を環境保全の観点から整理し、総合的な取組を図るため策定するものです。

※3 気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。

近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であると定義されている。

2. 計画の枠組み

(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成2年2月26日に制定した太宰府市環境基本条例に基づくものです。

また、市の関連計画と連携を図りつつ、環境保全に関する基本的方向を示し、国や県の環境基本計画に準じて、太宰府市の良好な環境づくりを幅広い立場から総合化するものです。

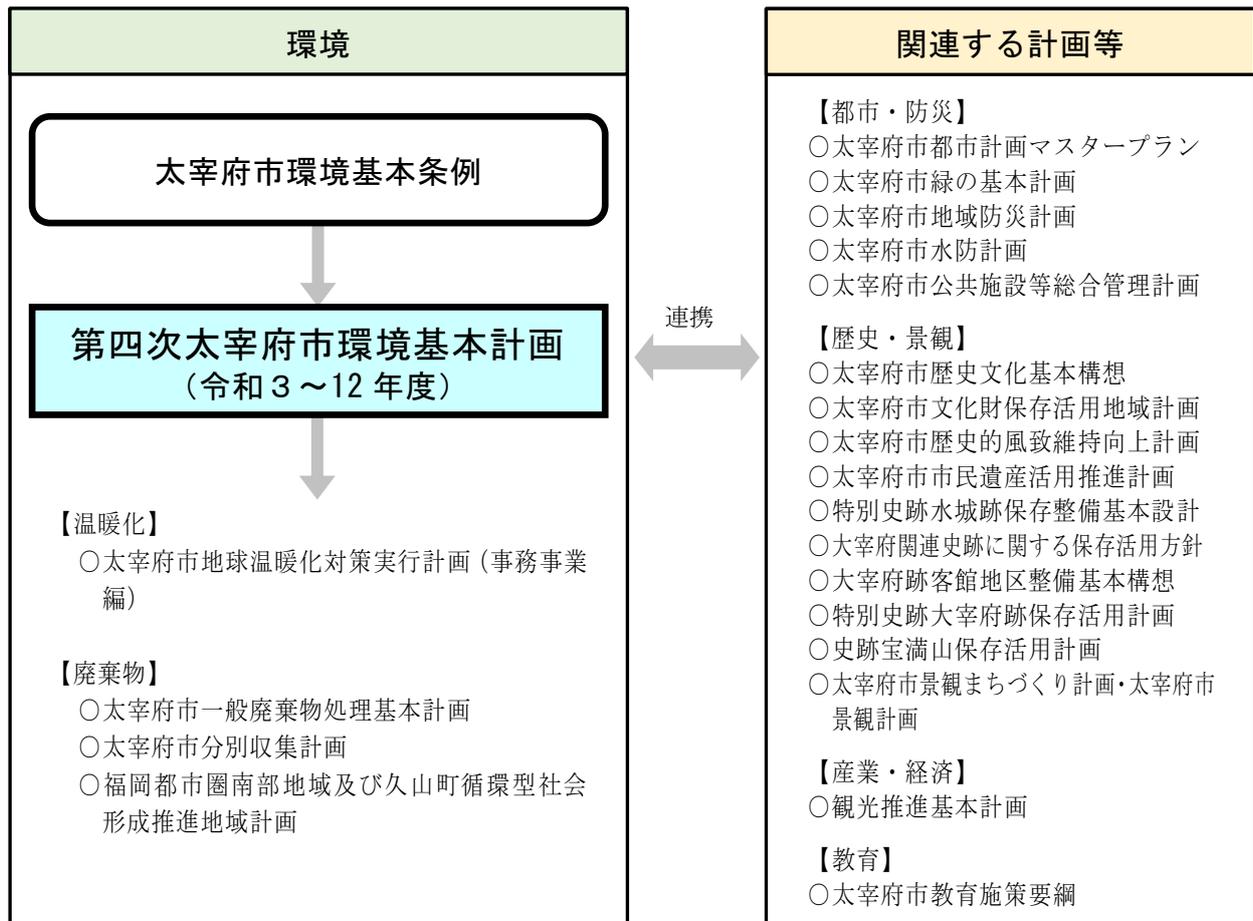


図 1 環境基本計画の位置づけ

(2) 計画の対象地域と対象範囲

1) 対象地域

太宰府市全域とします。

2) 対象範囲

本計画の対象は、①生活環境・循環、②自然環境、③都市環境、④歴史的・文化的環境、⑤地球環境です。

- 生活環境・循環 : 大気、水、土壌、有害化学物質、廃棄物など
- 自然環境 : 貴重な自然、身近な自然、生物多様性^{※1}、自然とのふれあい
- 都市環境 : 身近な緑地・親水空間、都市空間、景観など
- 歴史的・文化的環境 : 歴史的風土、市民遺産^{※2}・文化財、伝統文化など
- 地球環境 : 気候変動対策、省エネルギー^{※3}、再生可能エネルギー^{※4}

*以上のような環境項目のほか、「学習」、「協働」といった環境まちづくりの担い手が行う行為も対象範囲とします。

※1 地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生きものがいること。そして、それぞれがつながっていること。生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性の三つを合わせていう。

※2 市民が未来の太宰府に残したいと思う太宰府の物語と、関連する文化遺産と、伝える活動とを合わせて「太宰府市民遺産」といい、太宰府市景観・市民遺産会議が認定をする。2020年現在、16件の太宰府市民遺産が認定されている。

※3 石油や電力などのエネルギーを効率的に使用したり、余分なエネルギー消費を抑えたりすることによって、エネルギー消費量を削減すること。

※4 有限で枯渇の危険のある石油・石炭などの化石燃料、原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーを指す。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10年間です。ただし、環境問題の動向や社会状況の変化に合わせて、適宜見直しを行います。